

協議第 15 号

事務機構及び組織の取扱いについて

事務機構及び組織の取扱いについて提出する。

平成 16 年 2 月 4 日

矢部・清和・蘇陽合併協議会会長 甲斐利幸

事務機構及び組織の取扱いについて（合併協定項目番号：15）

合併後 10 年間は、本庁・総合支所方式を採用する。発足時に、総務（管理）部門を中心に統合する。

但し、国の方針や社会情勢の変化により弾力的な運用が出来るものとする。

平成 16 年 2 月 4 日確認

## 7 . 事務組織及び機構の取扱い

### ア 調整方針

新市町村の事務処理組織及び機構の設置は、新市町村の新市町村長職務執行者が行うこととなりますが、その準備については、合併関係市町村間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市町村の将来の効率的な事務運営につながるべく、内容を固めておくことが適当です。

新設合併の場合は、条例や規則等に基づいて組織や機構を新たに設置する必要があります。また、編入合併の場合は、編入する市町村の組織や機構が編入される市町村の事務に対応できるように、必要に応じて機構改革を行い円滑に事務引継ぎができるよう、措置が必要です。

なお、全国の先進事例では、合併協議で新市の事務組織及び機構についての整備方針を定めておき、具体的には専門部会等で新市町村の業務内容を明確にした上で、具体的な組織及び機構について検討していることが多いようです。

### イ 本庁組織

地方自治法第158条第7項の規程に基づき、市町村の部課について条例で定めることとなります。その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の市町村の部課の組織との間に均衡を失しないようにする必要があります。

### ウ 出先機関

合併にあたって、これまでの市町村の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町村で協議しておくことが適当です。

支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、地方自治法第155条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」と定められています。新設合併、編入合併いずれの場合でも、従来の町役場を支所または出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、市町村の事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要です。

### エ 付属機関

合併にあたって、本庁組織の扱いに付随して、特に編入合併の場合、付属機関の取扱いも合併関係市町村で協議しておくことが適当です。

【例】

新潟市

黒埼町に置かれている付属機関は廃止するが、合併後の付属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実情に応じた適切な措置を講ずることとした。

## 機構及び組織の取扱いについて(資料)

事務機構及び組織の取扱いについては、新設(対等)合併の場合は、合併前の町村の機構や組織は**法的には消滅することから**、条例や規則等に基づいて、機構や組織を新たに設置する必要があります。

新町の**機構や組織の整備は、新町の長の職務執行者のもとで行われることとなります**。しかし、その内容については、協議会においてあらかじめ方針を定め、合併後の事務処理に支障のないようにしておく必要があります。

### **地方自治法**

第138条 都道府県の議会に事務局を置く。

**市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。**

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局をおかない市町村の議会に書記長、書記その他の職員をおく。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する。

書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。

事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、**条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。**

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、**条例でこれを定めなければならない。**

第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第158条 都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、都に11局、道及び人口400万以上の府県に9部、人口250万以上400万

未満の府県に 8 部、人口 1 0 0 万以上 2 5 0 万未満の府県に 7 部、人口 1 0 0 万未満の府県に 6 部を置くものとする。

都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、条例で、局部の数を増減することができる。この場合においては、第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定の趣旨に適合し、かつ、国の行政組織及び他の都道府県の局部の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により第 1 項の規定による局部の数を超えて局部(室その他これに準ずる組織を含む。以下本条において同じ。)を置こうとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。

都道府県知事は、局部の名称若しくはその分掌する事務を定め、若しくは変更し、又は局部の数を増減したとき(前項の規定による届出を行つた場合を除く。)は、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

都道府県は、公共事業の経営に関する事務を処理させるため、条例で、必要な組織を設けることができる。

都道府県知事は、その権限に属する事務を分掌させるため、局部の下に必要な分課を設けることができる。

**市町村長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な部課を設けることができる。この場合においては、第 2 条第 1 4 項及び第 1 5 項の規定の趣旨に適合し、かつ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。**

**第 1 7 1 条 出納長又は収入役の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。**

出納員は吏員のうちから、その他の会計職員は吏員その他の職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

出納員は、出納長若しくは副出納長又は収入役若しくは副収入役の命を受けて現金の出納(小切手の振出しを含む。)若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。

普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。

前条第 4 項後段の規定は、前項の場合にこれを準用する。

普通地方公共団体の長は、出納長又は収入役の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。

**第 1 9 1 条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。**

書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

書記長は委員長の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ委員会に関する事務に従事する。

## **第200条 都道府県の監査委員に事務局を置く。**

**市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。**

事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

事務局長、書記その他の職員は、代表監査委員がこれを任免する。

事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時の職については、この限りでない。

事務局長は監査委員の命を受け、書記その他の職員又は第180条の3の規定による職員は上司の指揮を受け、それぞれ監査委員に関する事務に従事する。

## **地方教育行政の組織及び運営に関する法律**

(事務局)

**第18条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。**

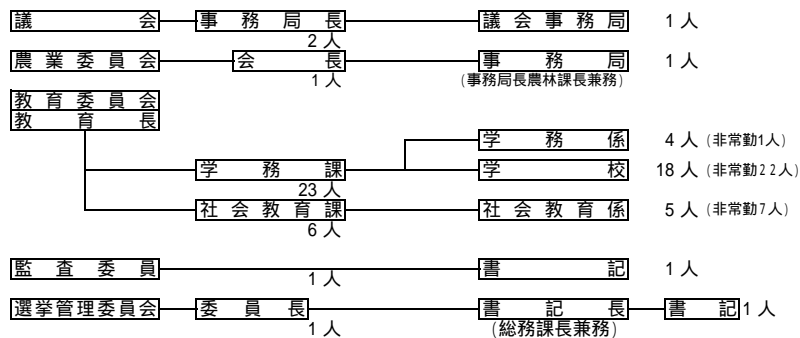
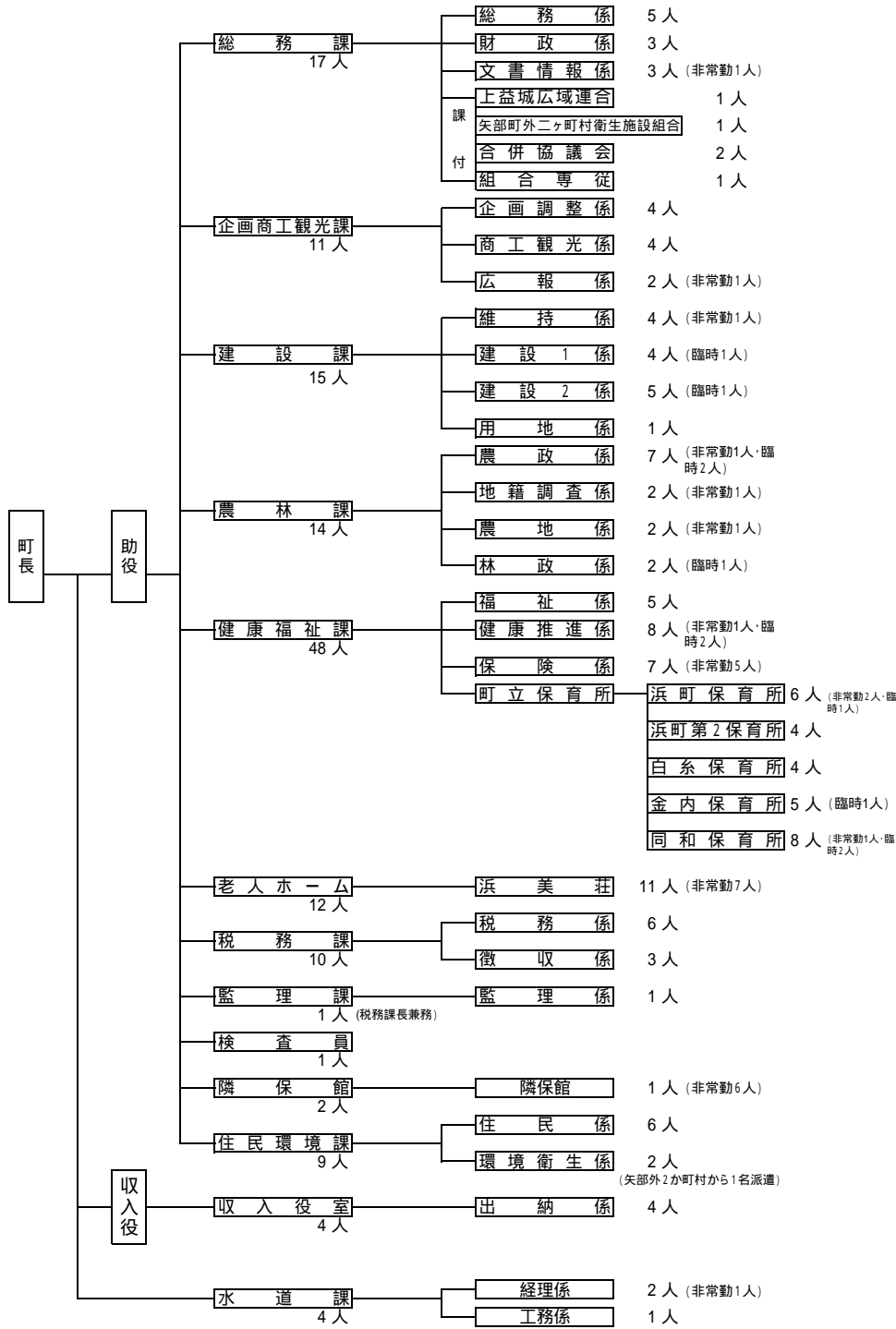
**2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。**

## 7. 新町の庁舎配置案

(1) 本庁方式		(2) 分庁方式	(3) 総合支所方式
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在ある3町村の庁舎の組織、機構をすべて1カ所に集約する方式。</li> <li>・残った庁舎は、窓口的な機能のみを持たせ、支所とする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の市町村の庁舎を「分庁舎」として行政機能を各く部門に振り分ける方式。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門や事務局部門を除き、現在の町村庁舎の行政機関そのまま残す。</li> </ul>
集中方式	分散方式		
<p>直接住民に関わりのある業務のみ</p>	<p>* 本庁方式をとるが、スペースの関係上、一部の部門を支所に配置する方式</p> <p>(例) 農業委員会 (例) 教育委員会</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の庁舎の行政機関をそのまま残す</li> <li>・総合支所の職員数は現在と同程度とする</li> </ul>

# 矢部町行政機構図

平成15年8月1日 現在



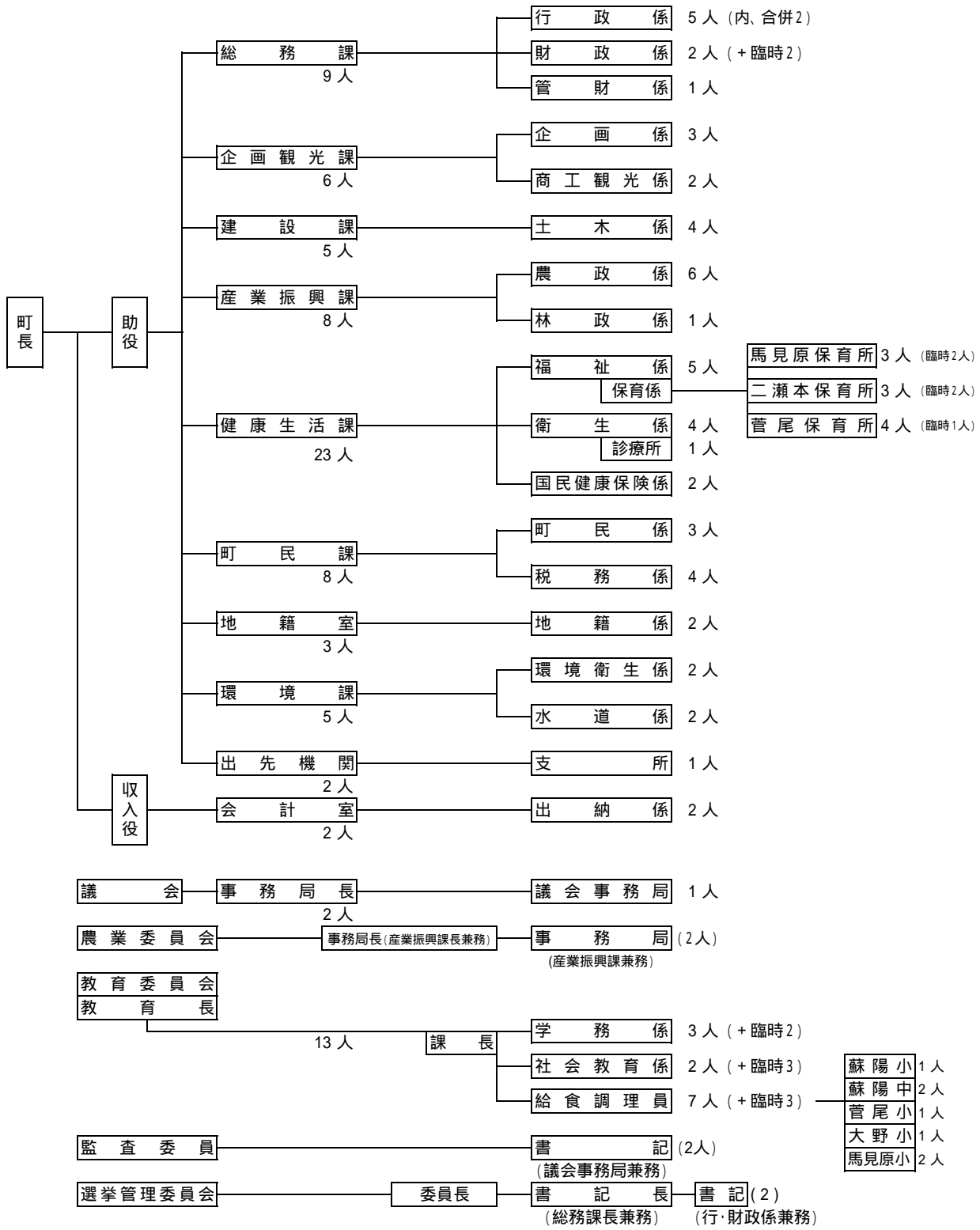
職員定数 225 人

職員実数 182 人



# 蘇陽町行政機構図

平成15年8月1日 現在



職員定数 96 人

職員実数 86 人

# 新町における事務機構および組織の編成

## 1. 編成のフローチャート

事務機構及び組織の取扱い	・協議会において事務機構・組織の編成の方針を確認
新町事務所の位置	・協議会において事務所の位置及び支所を設置するのか確認
事務機構及び組織の編成着手	・事務機構、組織の編成方針及び本所、支所の位置の確認を受け総務課長会等で編成に着手
編成案を作成し町村長会に提出	・編成案を町村長会で検討 了解 決定
協議会へ報告	・報告 確認
職員の配置検討、配置案作成	・総務課長会等で職員の配置検討
配置案を町村長会へ提出	・配置案を町村長会で検討 了解 決定
職員への内示、異動準備	・内示を受け平成17年2月11日に向け準備
平成17年2月11日 辞令交付、職員異動	・平成17年2月11日 新町設立

## 2. 関連事項

### 電算システム

- ・本所、支所の業務の決定を受け電算システムのプログラムの作成

### 本所、支所

- ・収容人数等の問題を検討